

藤沢市公衆便所条例の一部改正について
藤沢市公衆便所条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公衆便所条例の一部を改正する条例
藤沢市公衆便所条例（昭和39年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正
する。

第2条の表中「遠藤869番地の13」を「遠藤869番地の12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、湘南ライフタウンバスターミナル整備工事に伴い、藤
沢市湘南ライフタウン公衆便所の位置を変更することから、所要の改正をする必要
による。